

帝塚山学院大学における公的研究費等の不正使用防止計画

平成27年4月1日

帝塚山学院大学における公的研究費等不正使用防止計画は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を踏まえ、配分される公的研究費等について、不正使用を防止し適正な運営・管理を行うため以下のとおり策定する。

（不正使用防止のための具体的な項目の実施）

1. 説明会・研修会等の実施

研究者等に説明会・研修会等を実施し、公的研究費等に関するルールの周知をはかる。

2. 研究倫理教育の実施

研究倫理教育の着実な実施に対応するため研究倫理教育責任者を置き、定期的に行う。

3. 研究者によるルールの遵守

公的研究費等の交付を受けた研究者等から、関係ルールを遵守する旨の誓約書の提出を求める。

4. 物品等検収の実施

物品検収時における業者との癒着などの不正を防止するため、職員による検収を厳格に行う。

5. 旅費の事実確認

研究者は、出張に際して事前に出張願いと同時に添付書類（案内状・要項・計画書等）を提出し、承認を得て、出張後は、報告書とともに証拠書類（領収証、チケットの半券等）の提出を求めることで事実確認をはかる。

6. 謝金および勤務実態の確認

勤務実態のない謝金や勤務時間の水増しの請求などの不正を防止するため、職員が執務場所に赴き、出勤表と照合して勤務確認を行う。

7. 適正な運営・管理活動

事務処理手続および公的研究費等の使用ルール等に関する相談窓口および不正使用に関する通報窓口を活用して不正行為の早期発見と是正に努める。

8. 取引業者に誓約書の提出要請

取引業者に対して、不正に関与しないことおよび監査・調査等への協力などを記載した誓約書の提出を要請する。

9. 内部監査の実施

総務課と本部経理部門は連携し、研究費の適正な運用・管理について実効性のある監査を行う。

10. 情報発信

研究費の不正防止への取り組みについての方針等を本学のホームページに公表する。